

# 人権チェックリスト



平成31年

2月号

## 多文化共生社会をめざして

日本における在留外国人数は年々増加しており、平成30年6月末で約264万人、和歌山県では6,490人となっています。（在留外国人統計：法務省）

また、平成30年12月8日、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立しました。この改正法は、新たな外国人材受入れのための在留資格の創設等を内容としており、今後益々、日本で暮らす外国人が増加することが予測されます。

しかしながら、言語や文化、習慣等の違いから多くの問題が生じています。例えば、アパートへの入居の拒否や公衆浴場での入浴拒否などがあげられます。また、近年、駅名や地図、看板などへの多言語表示の整備が進み、翻訳ソフトも発達しつつありますが、災害時に必要な情報が受け取れなかったり、制度や法律を理解することに困難を感じたりする外国人も数多くいます。

## チェック

世界には私たちと異なる文化や習慣等がありますが、多様性を理解していないことにより、差別や偏見につながる可能性があります。また、言語の違いから生活に困りごとを抱えていることもあります。外国人も共に地域で暮らす住民であるという視点に立って、多様性を認め合い、コミュニケーションをとることが大切です。

互いの人権を尊重し合い、多様性を認め合って、共に豊かに生きられる多文化共生社会を築いていきましょう。

### 【相談窓口】

和歌山県国際交流センター 相談カウンター

（外国人の方からの生活相談・県民の方からの国際交流や留学に関する相談など）

TEL: 073-435-5241 FAX: 073-435-5243

※外国語対応（要予約）

英語 月・火・木・金・土・日【10:00～17:00】

中国語 月・火・木・金・土・日【10:00～17:00】

フィリピン語 月・木・土【10:00～16:00】

内容についてのお問い合わせは

人権施策推進課まで ☎073-441-2566

